

生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）について

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年6月1日に診療報酬を改訂し、これまでの「特定疾患管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

本改訂に伴い、令和6年6月1日から厚労省の指針通り、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で「特定疾患管理料」を算定していた方は「生活習慣病管理料」へと移行します。

この改定によって患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へ初回だけ署名をしていただく必要が生じます。

どうかご理解のほどよろしくお願いたします。

また、患者様の状態に応じ医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合があります。